「国と地方の協議」(平成26年秋)規制の特例措置に関する協議結果

内閣府地方創生推進室

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解 【担当省庁の見解における対応欄内容】 A－1：指定自治体の提案どおり総合特区で実施　A－2：全国展開で実施　B：条件を提示して実施　C：代替案の提示 D：現行法令等で対応可能　E：対応しない　F：各省が今後検討　Z：指定自治体が検討								指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解　b：条件付き了解　c：受け入れらない　d：その他		内閣府整理 【整理フラグ欄内容】 ⅰ：取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ⅱ：取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの ⅲ：現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの ⅳ：自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの ⅴ：一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの ⅵ：国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 （自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む）	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
次世代自動車・スマートエネルギー特区	26207	フル電動自転車（発進と登坂を補助するモビリティとして、普通自転車に発進時や登坂時の安定走行に資する電動の自走機能（最高速度6～12km/h）を装着した車両）を安全に活用するためのルールの構築	地方公共団体が公道にてフル電動自転車に適合するルールを実証するための社会実験を行うための環境を整備する。 具体的には、車両基準についてフル電動自転車の特性に応じた原付の基準緩和を求めるとともに、必要な安全措置とともに公道（車道及び一部の歩道）における試験走行を道路使用の許可を得て行うことを可能とすること求める。	フル電動自転車の安全に活用する仕組みを作ることにより、免許返納者が活用することによる高齢者のモビリティの確保、さらに子乗せ二輪モビリティにも安全に活用できることが確認できれば、子育て世代支援となる。 この様にフル電動自転車の利活用が促進されることにより、自動車から転換が進み環境負荷の軽減が可能となる。	1回目	警察庁	警察庁交通局交通企画課	道路交通法第77条	z	―	―	道路使用許可は、道路の本来の用途に即さない道路の特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのあるものについて、一般にはこれを禁止するが、当該行為に社会公共の利益がある場合等で、このような行為を行う必要性と当該行為により生じる交通の妨害の程度とを比較衡量し、当該行為によって得られる利益が、当該行為により生じる交通の妨害の程度を上回るため、交通に支障が生ずることもやむを得ないと認められる場合は、その一般的な禁止を解除して適法に当該行為を行わせるという制度であり、保安基準を満たさないものが、道路使用許可によって公道走行が認められるようになる制度ではない。	御提案については、実務者レベルの打合せの結果、どのような使用方法とするか等について、さいたま市において整理するものとなったと認識しております。	d	本市が総合特区において取り組む社会実験は、今後の環境未来都市形成のために必要な公共性・公益性のあるものと考えている。国土交通省に対して保安基準の緩和を求め、保安基準を満たしたモビリティが走行実験で必要となる措置について引き続きご助言いただきたい。	提案を実現するために、使用方法等を含めて自治体において整理することとなったため、協議を終了する。 なお、警察庁は保安基準を満たしたモビリティを用いる走行実験で必要となる措置について引き続き自治体の相談にのること。	Ⅴ
					2回目												
					1回目	国土交通省	国土交通省自動車局技術政策課	道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）	z	―	―	道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）は自動車及び原動機付自転車等が公道を走行する際の構造上の基準を定めている。	御提案については、実務者レベルの打合せの結果、どのような使用方法とするか等について、さいたま市において整理するものとなったと認識しております。	d	本市が総合特区で目指すモビリティの活用において必要となる保安基準の一部緩和の可能性についてご助言をいただいた。提示したモビリティの具体的仕様をもとに、社会実験での走行に向けたモビリティの構造に関する具体的、技術的な議論について早急に準備を進めていきたいので引き続きご指導賜りたい。	提案を実現するために、使用方法等を含めて自治体において整理することとなったため、協議を終了する。 なお、国土交通省は走行実験に向けて必要となる保安基準上の措置について引き続き自治体の相談にのること。	Ⅴ
					2回目												
次世代自動車・スマートエネルギー特区	26208	電動自転車の普及に資するワイヤレス給電システムの設置に係る手続きの簡略化	ワイヤレス給電システム（コミュニティサイクルに対応する急送充電に要する高周波出力の使用200ワットまで。他の無線機器との共用及び人体への安全性等が担保されることが検証された装置であること。）の設置について、型式指定又は型式確認によるものとし、個別の設置許可を不要とする。	急速充電に対応したワイヤレス給電システム導入により電動自転車の利活用を促進し、環境に優しいより安全で利便性の高いモビリティの普及を実現することで、環境課題を解決するモビリティ社会の構築に寄与する。	1回目	総務省	総務省総合通信基盤局電波部電波環境課	電波法第100条第1項 電波法施行規則第45条第3号、第46条、第46条の2、第46条の7	D	―	―	―	御提案については、実務者レベルでの打合せの結果、提案者から、現行の個別設置許可により対応する旨の発言があったので、現行制度により対応することといたします。	b	当面の社会実験の実施にあっては個別設置許可で対応し、実現に取り組んでいく。ただし、本提案事項は、電動自転車の普及に資するワイヤレス給電システムの設置に係る手続きの簡略化であって、社会実験の実施において電波干渉や人体への影響等必要な検証を行い、型式指定等の普及に向けた手続きの簡略化に必要なエビデンスを蓄積していくこととする。	総務省から現行制度で対応可能であるとの見解が示され、自治体の提案は実現可能となったため、協議を終了する。	ⅲ
					2回目												